

次期庄内町男女共同参画社会計画の策定に向けた庄内町の男女共同参画の推進に関する施策について(答申)

平成21年12月22日付け諮問第3号にて諮問された次期庄内町男女共同参画社会計画の策定に向けた庄内町の男女共同参画の推進に関する施策について、庄内町男女共同参画社会推進委員会条例第2条の規定に基づき下記のとおり答申します。

記

1 審議会開催状況

平成21年12月22日(火) 平成21年度第1回委員会
平成22年 2月24日(火) 平成21年度第2回委員会
平成22年 3月23日(火) 平成21年度第3回委員会
平成23年 1月27日(水) 平成22年度第1回委員会
平成23年 2月23日(水) 平成22年度第2回委員会
平成23年 4月21日(木) 平成23年度第1回委員会

2 審議した事項

次期庄内町男女共同参画社会計画の策定に向けた庄内町の男女共同参画の推進に関する施策について

3 委員名

阿部充悟、大滝美恵、岡部一宏、佐藤隆一、高橋逸夫、高橋正、田澤縁、中野靖子、藤井精、荘司秀明(平成23年3月31日まで)、保科元(平成23年4月1日から)

4 事務局

長南和幸、磯 佳秀、清野美保

5 審議の結果

「次期庄内町男女共同参画社会計画の策定に向けた庄内町の男女共同参画の推進に関する施策について」を審議した結果は、別紙のとおりです。

次期庄内町男女共同参画社会計画の策定に向けた庄内町の男女共同参画の推進に関する施策について

本町では男女共同参画社会の推進を目的として平成19年4月に「庄内町男女共同参画社会計画」を策定し、男女共同参画を推進する施策を進めてきました。

当委員会では、これまでの進捗状況や男女共同参画を取り巻く社会の変化を踏まえ、現行計画の5年間の計画期間が平成23年度で満了することから、平成24年度から次の5年間の計画の策定に向けた施策に盛り込むべき内容について答申する為に審議しました。

1 現行計画での取組と課題

- (1) 現行計画の達成状況をみると男女平等の意識づくりの達成度が低く、また、意識調査結果からも男女共同参画に対する認識は未だ不十分であることから、男女共同参画の意識づくりは、次期計画においても引き続き取組むこと。
- (2) 計画の進行管理を実施していますが、具体的な目標値の設定がないこともあり進捗状況の分析は充分とは言えません。進捗状況を的確に把握・評価するため、各々の事業について成果指標を設け、可能な範囲で数値目標を設定し、目標を数値化できない事項については、どのように評価していくかを検討すること。
- (3) 現行計画は、基本的人権の確立、育児環境整備、福祉サービス等と内容が広範囲にわたり、取り組むべき課題が絞りきれないことから、男女共同参画推進からの視点による計画期間内に達成すべき事項を明確にすること。

2 次期計画の基本目標と主要な施策について

次期計画においては、町全体における男女共同参画の意識醸成はもとより、町民自らの実践を促すため、より町民に分かり易く、伝わる計画とすべきです。

そのため、男女共同参画社会が目指すべき社会を基本理念として簡潔に明文化した上で、基本理念達成のための基本目標を3つに整理し、「基本理念→基本目標→主要な施策→主な取り組み」の計画体系のもと、次のとおり施策を推進していくことを提言します。

(1) 基本理念

男女が互いに人権を尊重しつつ、責任も分かち合い、いきいきと暮らすことができる社会を目指します

(2) 基本目標及び主要な施策

基本目標1 男女共同参画に対する理解を深め実践しよう

【主要な施策1】学校・地域・職場・家庭における男女共同参画の推進

子どもの頃から男女共同参画の理解を促し、一人ひとりの学校・地域・職場・家庭それぞれの場面における実践を促進すること。

【主要な施策2】男女共同参画についての広報・啓発の充実

男女共同参画という言葉や意味を広く周知し、様々な機会を捉えて啓発を推進すること。

【主要な施策3】人権尊重の心を育てる家庭教育の充実

男女相互の人権を尊重し、相手を理解し助け合う意識づくりのために、子どもに対する教育や子育て中の親等に

対する家庭教育の充実を図ること。

【主要な施策 4】暴力被害への対応整備と暴力防止への普及啓発

安心できる生活確保のため、暴力被害に対する相談体制の整備や支援の充実を図り、子どもの頃から暴力を許さない心を育て、暴力防止に対する町民の意識醸成を図ること。

基本目標2 男女がいきいきと働くことができる環境をつくろう

【主要な施策 1】女性が働き続けるための環境整備

育児や介護をする時期においても働き続けられる職場の環境づくりを推進すること。

【主要な施策 2】働く場における男女平等の推進

働く場における男女平等推進のため、均等な機会の確保と待遇改善を図ること。

【主要な施策 3】「仕事と家庭の調和」の推進

男女がともに家庭での役割も十分に果たすため、『仕事と家庭の調和』を推進すること。

【主要な施策 4】セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントの防止啓発

働きやすい職場環境のため、セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントの防止啓発を推進すること。

基本目標3 男女がともに社会に参画していきいきと暮らそう

【主要な施策 1】あらゆる分野における女性参画の推進

多様な人材活用を図るため、あらゆる分野における女性の参画を推進すること。

【主要な施策 2】女性人材育成の推進

様々な場面で活躍する女性の人材育成を図ること。

【主要な施策 3】男女のあらゆる場面での自立促進

男女がともにいきいきと暮らすために、生活面・精神面・経済面における自立を促進すること。

【主要な施策 4】男女の地域活動等への参加促進

いきいきと暮らすために、サークル活動、ボランティア活動、生涯学習等への参加を促進すること。